



# 長野県報

8月2日(月)  
平成22年  
(2010年)  
第2187号

## 目 次

### 告 示

保安林予定森林にする旨の通知（5件）（森林づくり推進課） ..... 1

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（生活文化課NPO活動推進室） ..... 2

都市計画の図書の縦覧（2件）（都市計画課） ..... 3

特定調達契約に係る一般競争入札（交通企画課） ..... 3

正誤（人事委員会事務局） ..... 4

### 告 示

#### 長野県告示第471号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年8月2日

長野県知事 村井 仁

##### 1 保安林予定森林の所在場所

長野市信州新町山穂刈字小沢8716の1、8716の2、字萩原8737の1、8737の2、8738の1、8738の2、8739、8801、8802の1、8802の2、8803の1、8803の2、8804の1から8804の3まで、8807の1、8807の2、8808の1、8808の2、8809から8816まで、8836、8837、8838の1、8838のイ、8838のロの2、8839、8840、8851から8855まで

##### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

#### 長野県告示第472号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年8月2日

長野県知事 村井 仁

##### 1 保安林予定森林の所在場所

松本市安曇1120の1、1120の2、1126の1、1127の3、1137、1140の1から1140の3まで

##### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

#### 長野県告示第473号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年8月2日

長野県知事 村井 仁

##### 1 保安林予定森林の所在場所

飯田市上飯田6970の1（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第474号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年8月2日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大町市社字野間6174のイの1、6174のロ、字麻苧6180の1（次の図に示す部分に限る。）、字左挟間6197の1、6202のイ、6203から6205まで、字嵐6209の1、字甚五郎林峯6210、字甚五郎林6211の1、6211の3
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字野間6174のイの1、6174のロ、字麻苧6180の1（次の図に示す部分に限る。）、字左挟間6197の1、6202のイ、6203から6205まで、字嵐6209の1、字甚五郎林峯6210、字甚五郎林6211の1、6211の3  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第475号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年8月2日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所  
木曾郡上松町大字小川2419の72、2419のイの76、2419のイの77、2419のイの78、2419のイの79
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年8月2日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成22年7月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人なごみの会
- 3 代表者の氏名  
小林繁雄
- 4 主たる事務所の所在地  
上田市大字手塚1025番地1
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、障害者が自立生活を営む、地域活動支援センター・グループホーム・ケアーホームの運営事業を行い、よって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室